

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(平成20年10月8日京都市条例第17号) (都市計画局建築指導部建築指導課)

- 1 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西京桂坂地区計画(以下「桂坂地区計画」といいます。)が変更され、新たに桂坂第20地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途及び敷地に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称 (適用区域)	制 限	
	事 項	内 容
桂坂第20地区 (桂坂地区計画 の区域のうち、 地区整備計画に おいて桂坂第2 0地区として区 分された区域)	建築物の用途の 制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所(住宅を兼ねるものを含 む。) (3) 保育所 (4) 巡査派出所、公衆電話所及び建築 基準法施行令(以下「令」といいま す。)第130条の4に規定する公益 上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属するもの(令 第130条の5に規定するものを除 く。)
	建築物の敷地面 積の最低限度	160平方メートル

- 2 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)京都産業大学地区地区計画(以下「京都産業大学地区地区計画」といいます。)が変更されたことに伴い、次の

とおりに必要な措置を講じることとしました。

- (1) 京都産業大学地区地区計画の区域のうち地区整備計画において従前神山地区として区分された区域に神山第3地区として区分された区域が統合されたことに伴い、規定を整備しました。
- (2) 京都産業大学地区地区計画の区域のうち地区整備計画において神山地区として区分された区域（(1)の統合後の区域）における容積率及び建ぺい率の最高限度に係る制限を廃止しました。
- (3) 京都産業大学地区地区計画の区域のうち地区整備計画において本山地区として区分された区域における容積率の最高限度を次のとおり変更しました。

改正前	改正後
10分の5	10分の6

この条例は、平成20年10月8日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年10月8日

京都市長 門川大作

京都市条例第17号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都産業大学神山第3地区の項を削り、同表桂坂第19地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂第20地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂第20地区として区分された区域
---------	--

別表第2 京都産業大学本山地区の項中「10分の5」を「10分の6」に改め、同

表京都産業大学神山地区の項中

容積率の最高限度	10分の5
建ぺい率の最高限度	10分の3（角敷地等内にある建築物にあっては、10分の4）

を削り、同表京都産業大学神山第3地区の項を削り、同表桂坂第19地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂第20地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所
---------	-----------	--

	(3) 保育所 (4) 巡査派出所等 (5) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
建築物の敷地面積 の最低限度	160平方メートル

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築指導課)